

江別市 償却資産申告の手引き

1 償却資産申告書の提出等について

令和2年1月1日現在、江別市内で事業を営んでいる個人または法人の方で、江別市内に償却資産を所有されている方は、地方税法第383条及び同法施行規則第14条の規定に基づき償却資産申告書を提出する必要があります。

(1) 前年中に資産の増減がない方、休業中の方も申告書の提出が必要になります。(該当する資産がない方、廃業もしくは移転した方も、その旨申告をお願いします。)

6ページの申告書の書き方を確認の上、記載し申告してください。

(2) 提出期限は、毎年1月末日です。(末日が土日祝日の場合は、翌開庁日となっています。)

提出期限：令和2年1月31日(金)

※期限間近は混みあいますので、余裕をもって提出されますようお願いいたします。

(3) 種類別明細書(増加資産・全資産用)が不足する場合、ご連絡を受け次第送付いたします。

また、市のHPからダウンロード及び独自の様式(種類、名称、数量、価額、耐用年数を記載)で提出しても差し支えありません。

(4) 控は同封していません。(必要な場合は、複写してください。)

なお、郵送にて提出される方で、受付印を押印した控の返送を希望される方は、複写した控と必要分の切手を貼った返信用封筒も同封してください。

(5) インターネットを利用した申告もできます。

詳しくは、eLTAX(エルタックス)ホームページをご覧ください。(https://www.eltax.lta.go.jp/)

2 固定資産税における償却資産とは

(1) 償却資産の対象となるもの

償却資産は、土地や家屋と同様に固定資産税の対象です。

会社や個人で工場や商店を営んでいる方や、農業・不動産貸付業などの事業を行っている方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等をいいます。

その内容を例示しますと、下記のような資産が償却資産となります。

- ① 構築物(緑化施設、暗きよ、舗装路面、塀、鉄塔、建物附属設備等)
- ② 機械及び装置(小麦粉製造設備、生コンクリート製造設備、ガソリンスタンド設備等)
- ③ 船舶
- ④ 航空機(ヘリコプター、グライダー等)
- ⑤ 車両及び運搬具(貨車、客車、トロッコ、大型特殊自動車等)
- ⑥ 工具、器具、備品(測定・切削工具、机、冷暖房機器、医療機器、自動販売機等)

※建物附属設備の申告漏れが散見されます。5ページの「7 家屋と償却資産の区分(例示)」を参考に申告願います。

(2) 償却資産の対象とならないもの

- ① 土地、建物
- ② 使用可能期間1年未満の資産(耐用年数が1年未満のもの)

- ③ 少額資産（取得価額が 10 万円未満の資産で法人税法、所得税法の規定により一時に損金算入したもの。但し、法人の場合は、税務会計上固定資産勘定に資産計上したものは申告対象）
- ④ 一括償却資産（取得価額が 20 万円未満の資産で法人税法、所得税法の規定により 3 年間で一括して均等償却するもの。但し、中小企業者等の少額資産特例（30 万円未満の資産で損金算入したもの）の場合は申告対象）
- ⑤ 自動車税及び軽自動車税の対象となる車両
 - ※ 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、雪上車（スノーモービル）などは、軽自動車税の対象です。
 - ※ 乗用型自走式の農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機、移植機、草刈機等の車両で最高速度時速 35 km未満のものは、軽自動車税の対象です。

● 償却資産申告対象車両

- (A) 大型特殊自動車（ショベルカー、除雪車、モーターグレーダー等）
具体的には、次の自動車登録番号を付けている自動車になります。
 - ① 0、00～09、000～099（建設機械に該当）
 - ② 9、90～99、900～999（建設機械以外のもの）
- (B) 最高速度時速 35 km以上の農耕作業用自動車（速度で判断）
- (C) 農耕作業用以外の自動車の場合、長さ 4.7m、幅 1.7m、高さ 2.8m、最高速度時速 15 kmの 4 つの条件を 1 つでも超える自動車。

- ⑥ リース資産（所有権留保付売買資産は除く）
- ⑦ 無形減価償却資産（例：特許権、実用新案権、商標権、ソフトウェア、営業権等）
- ⑧ 棚卸資産（例：商品、製品、原材料、消耗品、貯蔵品等）
- ⑨ 美術品等(1 点 100 万円未満又は時の経過により価値が減少することが明らかなものは除く)
- ⑩ 繰延資産（創立費、開業費、開発費等）
- ⑪ 牛、馬、果実その他の生物(但し、観賞等に使用する場合は申告対象)

3 申告時の留意点

(1) 短縮耐用年数・増加償却を適用する資産

短縮耐用年数について国税局長の承認を得ている場合は、当該承認書の写しを必ず添付してください。また、増加償却については、所轄税務署長に提出済みの増加償却の適用届出書の写しを必ず添付してください。

(注) 増加償却とは、機械及び装置の使用時間が、事業の通常の経済事情における機械及び装置の平均的な使用時間を超える場合に、償却額を一時的に増加する制度です。

(2) 非課税該当資産

地方税法第 348 条及び法附則第 14 条の適用を受ける非課税資産については、その適用条項を種類別明細書摘要欄に記入し、非課税であることが確認できる書類を必ず添付してください。

(3) 課税標準の特例

地方税法第 349 条の 3 及び法附則第 15 条の規定が適用となる資産については、その適用条項を種類別明細書摘要欄に記入し、特例適用資産であることが確認できる書類を必ず添付してください。(別紙「課税標準の特例となる対象資産 (一部抜粋)」参照)

(4) 特別償却又は圧縮記帳

固定資産税における償却資産の評価は、財産課税としての適正な時価を求めることにあるため、特別償却(割増償却)及び圧縮記帳は認められていません。(圧縮前の金額が“取得価額”となります。)

(5) 借用資産(リース資産)の申告

借用資産の申告は、原則として貸主(リース会社等)が行うことになります。

借用資産がある場合は、別紙の「借用(リース)資産調書」に記入し、提出願います。

なお、リース期間終了後、借主に所有権が移転する割賦販売契約又はそれに類する契約をしているときは、借主が申告することになりますので留意願います。(所有権留保付売買資産の場合)

(6) 不申告又は虚偽の申告

正当な理由がなく申告をしなかった場合は、地方税法第 386 条及び江別市税条例第 75 条の規定により過料を科される場合があります。

また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第 385 条の規定により罰金を科される場合があります。

(7) 国税の取扱いとの比較

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度:1月1日)	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法	建物以外の一般の資産は、定率法、定額法の選択制度
前年中の新規取得	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	制度なし	制度あり
特別償却、割増償却の制度	制度なし	制度あり
増加償却の制度	制度あり	制度あり
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額(1円)
改良費	区分評価	原則区分、一部合算も可

4 償却資産の実地調査について

江別市では、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定に基づき、償却資産の実地調査を行っております。実地調査では所得税や法人税に関する書類、固定資産台帳等を確認するため、閲覧や写しの提供など、ご協力をお願いします。

なお、実地調査の結果、修正申告をしていただく場合があります。

5 償却資産の評価と課税について

(1) 評価方法

各資産は、定率法に基づき、取得価額、取得年月、耐用年数などを基に、1月1日現在における評価額を、取得後の経過年数に応じた価値の減少（減価）を考慮して評価します。

- ① 前年中に取得した資産…取得価額×(1-減価率×1/2) (前年中取得は半年償却)
- ② 前年前に取得した資産…前年の評価額×(1-減価率)

※「6 評価額（課税標準額）の算出例」をご参照ください。

(2) 評価額の最低限度額

毎年1月1日現在の評価は、上記(1)のとおり算出しますが、その価額が取得価額の5%より低くなった場合、それ以降は取得価額の5%が評価額となります。

(3) 課税標準額

評価額が課税標準額となりますが、課税標準額の特例が適用される場合は、適用後の額が課税標準額となります。

なお、全資産の課税標準額の合計額が150万円未満の場合は、課税されません。

(4) 税額

課税標準額（千円未満切り捨て）×税率（1.4%）で算出し、算出税額の100円未満は切り捨てます。（土地や家屋を所有している場合は、土地、家屋、償却資産の課税標準額を合算した額が課税標準額となります。）

6 評価額（課税標準額）の算出例

○駐車場を営している場合

所有している資産の状況（資産は全て平成27年6月に取得）

- | | |
|-------------------|----------------|
| ① 駐車場舗装路面（アスファルト） | 200万円（耐用年数10年） |
| ② 塀（コンクリート造） | 50万円（耐用年数15年） |
| ③ 無人駐車管理装置 | 150万円（耐用年数5年） |

課税年度	評価額	課税標準額	税 額
平成28年度 (1年目)	① 2,000,000×0.897=1,794,000 ② 500,000×0.929= 464,500 ③ 1,500,000×0.815=1,222,500 計 3,481,000	3,481,000	48,700
平成29年度 (2年目)	① 1,794,000×0.794=1,424,436 ② 464,500×0.858= 398,541 ③ 1,222,500×0.631= 771,397 計 2,594,374	2,594,000	36,300
平成30年度 (3年目)	① 1,424,436×0.794=1,131,002 ② 398,541×0.858= 341,948 ③ 771,397×0.631= 486,751 計 1,959,701	1,959,000	27,400
平成31年度 (4年目)	① 1,131,002×0.794= 898,015 ② 341,948×0.858= 293,391 ③ 486,751×0.631= 307,139 計 1,498,545	(注1) 1,498,545	0
令和2年度 (5年目)	① 898,015×0.794= 713,023 ② 293,391×0.858= 251,729 ③ 307,139×0.631= 193,804 計 1,158,556	(注1) 1,158,556	0

※「9 減価残存率及び主な償却資産の耐用年数（一部抜粋）」をご参照ください。

(注1) 課税標準額が150万円未満の場合、課税されません。

7 家屋と償却資産の区分（例示）

設備種類	分類	償却資産の対象とする主なもの	家屋に含める主なもの
電気設備	受変電設備 (特別) 高圧受変電設備	受変電設備一式 (配線・配管を含む)	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備一式	左記以外の設備
	予備電源設備	発電機・蓄電池設備一式等 (配線・配管を含む)	
	電力引込工事	設備・装置一式 (配線・配管を含む)	
	電灯コンセント配線		分電盤、配管・配線等
	照明器具設備	屋外の照明器具設備、投光器、スポットライト等	屋内照明器具設備 (白熱灯・蛍光灯用器具)
	電話等設備・LAN設備	電話機、交換機、LAN設備一式	電話配線配管設備
	テレビ・ラジオ設備	受像機 (テレビ)	テレビ共聴設備 (アンテナ・分配器他)
その他設備	中央監視制御設備一式、POSシステム	出退表示設備、非常通報設備	
給排水設備	給水設備	水道引込設備 (屋外配管等) 特定の生産又は業務用の給水設備、屋外設備	屋内の給水設備 (配管・高架水槽・バルブ等)
	排水設備	屋外の排水設備、特定の生産又は業務用の排水設備	屋内の排水設備一式 (配管・バルブ・ポンプ等)
	揚水設備	地下水用：ポンプ、揚水管	高架水槽用：ポンプ、揚水管
給湯設備	給湯設備	給湯器一式 (流し台等と一対の物で家屋と構造上一体でないもの)	給湯設備一式 (浴室・暖房・キッチン・洗面所用で家屋と構造上一体となっているもの)
	ガス設備	屋外の供給本管 (ガスメーターから外側の配管)	屋内配管、バルブ、カラン
衛生設備	衛生器具設備	簡易に取り外して使える器具 (タオル掛・鏡等)	便器、洗面化粧台、浴室、ユニットバス等
	清掃設備	チェアゴンドラ等 (簡易なもの)	窓拭き用ゴンドラ
防災設備	消火設備	屋外消火栓設備、パッケージ型消火設備	屋内消火栓設備、ドレンチャー、スプリンクラー
	火災報知設備	屋外の装置 (配線を含む)	屋内設備一式
	制振装置・その他	屋上に設置された振り子装置・緩降機・避難梯子	免震機器一式
空調設備	空調設備	エアコン (ウインド型・壁掛け型)、取り付け取り外しが容易、特定の生産又は業務用設備	中央式空調設備・個別空調設備 (埋め込み式エアコン)、配管設備
	換気設備	ドラフトチャンバー、スクラパー	送排風機、噴出口、換気扇、換気口
	その他	クリーンルーム設備	エアカーテン、ベンチレーター
設備搬	気送管設備	気送子・搬送個 (病院のカルテ運搬用)	気送管設備 (エア・シューター)
	昇降設備	リフト (工場用)	エレベーター、小荷物専用昇降機、エスカレーター
	その他	垂直搬送設備一式、工場用ベルトコンベア設備等	メールシュート設備
その他の設備	厨房設備	事業用厨房設備 (飲食店・ホテル・病院・社員食堂等)、機器一式 (調理器具、食器洗浄機、食品保存庫、冷蔵庫、下膳システム機器等)	システムキッチン (飲食店等の厨房設備を除く)
	洗濯設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機等	
	既製間仕切りパーティション	既製間仕切 (衝立)、可動間仕切 (天井まで又は取付支柱が天井まででないもの)	既製間仕切 (天井まで又は取付支柱が天井までであるもの)
	医療機器設備	各種の医療機器・装置及びユニット X線設備、消毒設備、手術設備 医療用ガス設備・吸引設備 (配管含む)	ナースコール設備 (機器・配管・配線)
	温室	恒久的な資材ではないもの (ビニールフィルムで覆っているもの)	基礎等を有し屋根及び周壁が恒久的な資材であるもの (合成樹脂板、ガラス等を使用)
	家具・カウンター	造り付けのもの以外	造り付けの家具・カウンター
	キャノピー (ガソリンスタンド等)	家屋と構造上一体となっていないもの	家屋と構造上一体となっているもの
その他	掲示板、広告塔、看板、壁面サイン、袖看板、案内板、室名札、階数表示 カーブミラー、アーケード、AED ガスタンク、石油タンク カーテン、ブラインド、ロールスクリーン	シャッター 外階段 手摺り カーテンボックス、ブラインドボックス	

※上の表で「家屋に含める主なもの」に記載があるものでも、家屋の所有者以外の者（借家人）が取り付けの場合は、償却資産となります。

※上の表は、主な設備の一般的な施工状況を想定した区分の例示です。必ずしもこの区分によらない場合があります。

8 申告書の書き方

(1) 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の記載は、概ね下記のとおりとなります。(記載例)

令和 年 月 日 江別市長 三好 昇 様		令和 2 年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)		所有者コード 1234567	
所有者	1 住所 〒 067-8674 江別市高砂町6番地	3 個人番号又は法人番号		8 短縮耐用年数の承認	有・無
	又は納税通知書送達先 電話(011-381-1404)	4 事業種目 (資本金の額)	小売業 (百万円)	9 増加償却の届出	有・無
	2 氏名 株式会社 江別高砂 様	5 事業開始年月	平成 17 年 2 月	10 非課税該当資産	有・無
	法人にあっては その名称及び 代表者の氏名 (屋号)	6 この申告に回答する 者の係及び氏名 高砂 花子 (電話 011-381-0000)	11 課税標準の特例	12 特別償却又は圧縮記憶	有・無
		7 税理士等の氏名 (電話)	13 税務会計上の償却方法	14 青色申告	定率法・定額法 有・無
	資産の種類	取得価額			15 市(区)町村内における事業 所等資産の所在地
		前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ) 計[(イ)-(ロ)+(ハ)](ニ)	① 高砂町6番地 ② 八幡122番地 ③ ④
1 構築物	10,200,000		15,000,000	25,200,000	
2 機械及び装置	22,600,000	5,600,000		17,000,000	
3 船舶				0	
4 航空機				0	
5 車両及び運搬具				0	
6 工具・器具及び備品	4,110,000	1,230,000	1,500,000	4,380,000	
7 合計	36,910,000	6,830,000	16,500,000	46,580,000	
資産の種類	評価額(ホ)	決定価格(ヘ)	課税標準額(ト)	16 借用資産 借主の名称等 江別リース(株)	
1 構築物				17 事業所用家屋の 所有区分 自己所有(借家)	
2 機械及び装置				18 備考(添付書類等)	
3 船舶				該当する番号を○で囲んでください。 ① 昨年中の資産の増加、減少なし ② 営業しているが、該当資産なし ③ 廃業・解散・合併・休業・閉鎖・その他() 異動年月日：平成 年 月 日	
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具・器具及び備品					
7 合計					

今回、初めて申告する場合

- 申告すべき資産がある場合は、先に、次ページの「種類別明細書(増加資産・全資産用)」を作成願います。
・「種類別明細書(増加資産・全資産用)」に記載した数値等を、上記申告書の資産の種類(取得価額欄)に転記願います。
- 申告すべき資産がない場合は、上記申告書の「18 備考」欄の②に○で囲んでください。
※不明な点は、資産税課 家屋・償却資産係(電話011-381-1404)までお問い合わせください。

資産の増加及び減少がない場合

上記申告書の「18 備考」欄の①に○をつけてください。
また、「前年前に取得したもの」欄にある取得価額を「計」の欄に転記願います。

前年中に資産が減少(一部減少も含む)または増加した場合

次ページの「種類別明細書(増加資産・全資産用)」に記載した内容を確認の上、作成願います。

申告書の「1から18まで」について

- 住所 } 住所、氏名を確認し、電話番号、ふりがなも記載の上、押印願います。
- 氏名 } 合併、事業継承、相続等により変更ある場合は、その旨を余白に記載願います。
- 個人番号又は法人番号…個人番号カード又は通知カードより番号を転記願います。
記載された場合は、右記の本人確認が必要となります。
ただし、未記入でも受付します。
※添付資料等の不備により確認ができない場合、個人番号の記載は無いものといたします。
- 事業種目…具体的に記載願います。
- 事業開始年月…事業を開始した年月を記載願います。
- 応答者…担当部署名、担当者、電話番号を記載願います。
- 税理士…申告を税理士、会計士等に委託・依頼している場合は、委託・依頼先の名称、担当者氏名、電話番号を記載願います。
- 短縮耐用年数の承認～14 青色申告…該当する箇所に○を付けてください。
- 事業資産の所在地…償却資産がある事業所等の所在地を記載願います。
- 借用資産…借用(リース)資産がある場合は、「有」に○をして、その詳細を別紙「借用(リース)資産調書」に記載し、提出願います。
- 事業所用家屋の所有区分…事業用家屋として使用している建物が自己所有か借家か、該当する箇所に○を付けてください。
- 備考(添付書類)…「8」から「11」の承認等を受けている場合は、その旨を確認できる書類を添付願います。

<本人確認(個人番号の確認と身元確認)>

- 窓口で申告する場合
①個人番号カードの提示により、個人番号の確認と身元確認ができます。
②個人番号カードを持っていない場合は、通知カード又は個人番号の入った住民票の写しと本人確認の為の運転免許証やパスポート等が必要です。
③代理人による提出の場合(ア～ウ全てが必要です)
ア 代理権の確認できる書類(法定代理人の場合は戸籍謄本など、任意代理人の場合は委任状)
イ 代理人の身元を確認できる書類(代理人の個人番号カード、運転免許証等)
ウ 本人の個人番号を確認できる書類(本人の個人番号カード、通知カード等の写し)
- 郵送で申告する場合
上記、窓口の場合に要する書類の写しを同封してください。
- eLTAXで申告する場合
①本人がeLTAXで提出する場合は、番号及び本人確認書類の添付は不要です。
②代理人の場合は、委任状(税務代理人の場合は税務代理権限証書)が必要です。

(注意) 資産の増減がない、資産がない、申告すべき資産がない、事業を廃業等している場合でも、当該申告書の提出(申告)をお願いいたします。

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載は、概ね下記のとおりとなります。（記載例）

所有者コード		令和 2 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)					所有者名			1頁	
1234567									株式会社 江別高砂			1枚のうち 1枚目	
行番号	資産の種別	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例 率	課税標準額	増加事由	摘要
1	1	1	受変電設備	1	H17. 5	3,600,000	15					1・2 3・4	
2	1	2	屋外給排水設備	1	H17. 5	2,100,000	15					1・2 3・4	
3	1	3	アスファルト舗装(駐車場)	1	H20. 6	500,000	10					1・2 3・4	
4	1	12	内部造作	1	H29. 10	1,500,000	10					1・2 3・4	
5	2	4	食料品製造業用設備(乳製品、麺類等)	1	H19. 4	8,300,000	10					1・2 3・4	
6	2	5	窯業製品製造業用設備(粘土製品製造等)	1	H19. 4	5,600,000	9					1・2 3・4	R15減少
7	2	13	ガンソリン計量機	1	H29. 4	2,700,000	8					1・2 3・4	
8	6	8	冷暖房機器	3	H18. 4	850,000	6					1・2 3・4	
9	6	10	調剤機器	1	H24. 6	830,000	6					1・2 3・4	R17減少
10	6	14	デジタルボタン電話設備(中古)	1	H29. 5	430,000	5					1・2 3・4	
11	1	15	金属製広告塔	1	H30. 4	2,500,000	20					1・2 3・4	
12	2	16	ホイールローダー(中古)	1	H30. 7	6,000,000	2					1・2 3・4	
13	6	17	パソコン	25 20	H30. 6	2,000,000	4				残取得価額 (1,600,000)	1・2 3・4	H314一部減少
14	1		風力発電設備(20kw以上)	1	R1. 8	15,000,000	15					1・2 3・4	特例適用
15	6		キャビネット	5	R1. 5	1,500,000	15					1・2 3・4	
16												1・2 3・4	
17												1・2 3・4	
18												1・2 3・4	
小 計						46,580,000							

【注意】 「増加事由」の欄には、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他 のいずれかに○印を付けて下さい。

今回、初めて申告する場合

- ① 上記、記載例にならない、上段の行番号1から記載願います。
- ② 記載は、所得税の確定申告の際使用する「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」や資産台帳等から転記願います。
- ③ 資産の名称は、具体的に記入願います。
 - ・中古資産取得の場合は、取得時における経過年数又は当該資産の製造年月等を摘要欄に記入願います。
- ④ 取得価額は、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費を含む価額となります。
- ⑤ 耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき記入願います。
 - 「種類・耐用年数」は、次のページに、当該省令の一部を記載しています。

前年度以前から申告をしている場合

- ① これまで申告されている資産について印字しておりますので、これらについて訂正等があるか確認願います。
 - ・訂正等ある場合は、その旨を当該箇所の余白に記入願います。
- ② 記載は、所得税の確定申告の際使用する「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」や資産台帳等から転記願います。
 - ・仮に、資産台帳等に搭載されているが印字されていない資産がある場合は、印字されている資産の下の空欄に記入願います。
- ③ 誤り等がなく、資産の増減もない場合は、前ページの申告書の「18 備考」欄の①に○をつけてください。
- ④ 増加資産がある場合は、印字されている資産の下の空欄に順次記入願います。
 - ・中古資産取得の場合は、取得時における経過年数又は当該資産の製造年月等を摘要欄に記入願います。
 - ・取得価額は、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費を含む価額となります。
 - ・増加した資産の合計額を、前ページの中段の「前年中に取得したもの(ハ)」に転記願います。
- ⑤ 減少資産がある場合は、印字されている資産を横線で消してください。
 - ・減少した資産の摘要欄に「〇〇年〇〇月減少」と記入願います。
 - ・一部減少した資産がある場合、摘要欄に「〇〇年〇〇月一部減少」と記入し、課税標準額欄(※)に残存取得価額を記入願います。
 - ・減少した資産の減少合計額を、前ページの中段の「前年中に減少したもの(ロ)」に転記願います。

(注意) 短縮耐用年数、増加償却、非課税、課税標準の特例を受ける資産があるときは、当該資産の適用欄にその旨を記入願います。

9 減価残存率及び主な償却資産の耐用年数（一部抜粋）

<減価残存率>

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
	r	1-r/2	1-r		r	1-r/2	1-r
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858
7	0.280	0.860	0.720	20	0.109	0.945	0.891
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912
9	0.226	0.887	0.774	30	0.074	0.963	0.926
10	0.206	0.897	0.794	40	0.056	0.972	0.944

<耐用年数>

1種 (構築物・ 建物付属設備)	受変電設備・自家発電設備(15)、照明設備(15)、屋外給排水設備(15)、光ケーブル(10)、金属製広告塔(20)、工場緑化施設(7)、庭園(20)、コンクリート造へい(15)、金属造へい(10)、アスファルト舗装(10)、コンクリート舗装(15)、ロードヒーティング(10)、簡易可動間仕切(3)、内部造作(10)、暗きょ(10)、焼却炉(10)
2種 (機械装置)	食料品製造業用設備(10)、家具製造業用設備(11)、デジタル印刷システム設備(4)、紙製造業設備(12)、窯業又は土石製品製造業用設備(9)、金属加工機械製造設備(9)、映像、音声又は文字情報制作業用設備(8)、飲食店業用設備(8)、情報通信機械器具製造業用設備(8)、総合工事業用設備(6)、自動車整備業用設備(15)、機械式駐車設備(10)、浴場・洗濯業用設備(13)、倉庫業用設備(12)
3種(船舶)	モーターボート(4)
4種(航空機)	グライダー(5)、ヘリコプター(5)
5種 (車両運搬具)	除雪車(4)、その他大型特殊自動車(4) (対象車両の条件はP2「償却資産申告対象車両」にて確認願います。)
6種 (工具器具備品)	測定検査工具(5)、治具・取付工具(3)、切削工具(2)、テレビ(5)、金属製机・いす・キャビネット(15)、冷暖房用機器・冷蔵庫(6)、コピー機・FAX・レジスター(5)、パソコン(4)、手提げ金庫(5)、看板・ネオンサイン(3)、自動販売機(5)、歩行型除雪機(10)、陳列だな・陳列ケース(8)(冷凍冷蔵機能付(6))、マネキン人形・模型(2)、理美容機器(5)、消毒殺菌用機器(4)、歯科診療ユニット(7)、調剤機器(6)、無人駐車管理装置(5)

※ () 内数値は表記資産の耐用年数を表す。「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より

※ 中古資産取得の場合は、上表の耐用年数とは異なりますので、留意願います。

※ 江別市のホームページに「税金」のページを掲載しておりますので、ご参照ください。
(<http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/life/1/3/>)